

●香川県告示第252号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月17日

香川県知事 池田豊人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

小豆郡土庄町甲24番地67

株式会社エンジェルリゾートグループ小豆島 代表取締役 山田 敬子

(2) 事業場の所在地及び名称

東かがわ市馬篠1200番地

瀬戸内リゾート ベッセルおおち

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	し尿処理施設	
能	力	1,770人槽、320m ³ /日	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	稼動中	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.0~9.0	5.0~9.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/L)	15	20
	浮遊物質 (mg/L)	15	20
	窒素含有量 (mg/L)	40	50
	りん含有量 (mg/L)	2	3
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	5	5
大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	200	320	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	し尿処理施設			
能	力	1,770人槽、320m ³ /日			
汚水等の処理方式		接触ばっ気凝集分離方式			
処理前 及び処 理後の	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.0~9.0	5.0~9.0	5.0~9.0	5.0~9.0

汚水等の汚染状態	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	167	200	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/L)	160	200	15	20
	浮遊物質 (mg/L)	250	300	15	20
	窒素含有量 (mg/L)	60	70	40	50
	りん含有量 (mg/L)	5	10	2	3
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	5	5	5	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	2,000	3,000
排出される汚水等の量(m ³ /日)		200	320	200	320

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		排 水 口 No. 1	
排出水の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.0~9.0	5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (mg/L)	15	20
	浮遊物質 (mg/L)	15	20
	窒素含有量 (mg/L)	40	50
	りん含有量 (mg/L)	2	3
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	5	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000
	排出水の量 (m ³ /日)	250	376

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年10月17日から同年11月7日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

東かがわ市市民部環境衛生課